

第10章 自然環境

第1節 自然環境の状況

1 自然環境の現況

本県の自然環境の学術調査は、昭和47年度に鳥取大学を中心とする「鳥取県自然環境調査研究会」に鳥取県が委託して、地形、地質、災害、植物、動物、景観について実施され、「鳥取県の自然調査報告」として出版された。

その後、昭和48年度には環境庁の「自然環境保全基礎調査」も開始され、陸域、海域とも種々の調査が実施され、鳥取県の貴重な自然や地域特性等が明らかにされてきた。

平成3年度に「鳥取県自然環境調査研究会」に鳥取県が委託して、地形、地質、植物、動物について再調査を行い、「鳥取県のすぐれた自然」として出版された。

その概要は次の通りである。

(1) 地形、地質

鳥取県内の全域を調査対象として、すぐれた自然環境で自然保護上重要なもの、学術上の価値のあるもの、自然景観のすぐれているもの、消滅の危機にあり現状保存の急がれるもの、過去において鳥取県の発展に寄与した自然の事物で歴史的に重要であるものは表1の通りである。

(2) 植 物

鳥取県内に保全または残存している植物群落の内、主としてまとまりのある植物群落を対象にし、「学術的に価値が高い」「規模が大きく自然性がすぐれている」、「群落が小規模であっても貴重な植物が生育している」、「人為植生であっても自然植生に近く 歴史的所産として価値が高い」など保全する価値を有するものは表2の通りである。

(3) 動 物

鳥取県内に生息する重要種119項目、136種と県内にある重要生息地域20項目について調査を行ったが、その内環境庁のレッドデータブック掲載種で鳥取県に生息する動物は表4の通りである。

(4) 景 観

本県の地形的景観の特色は、中国山地の分水界が北に偏り、更にその北側に大山火山地帯が横たわって日本海に迫り、山並の重層する山国的な景観を呈する点にある。

しかも、山陰的多雨と急傾斜の短流河川により 山地には深い侵食谷が発達し、河川上流には滝や渓谷の発達が顕著である。

海岸の景観は、肢節密度の高い東部リアス式岩石海岸や中部岩石海岸、これらをつなぐ鳥取、北条砂丘帯と弓ヶ浜砂州など、いわゆる日本海岸地形に特色がある。

(5) 温 泉

本県における温泉は、平成8年度末現在において、13温泉地、313源泉（利用源泉206、未利用源泉107）から平均温度53.8度の温泉水を毎分17,346.2リットルくみ上げ、主として観光、保養温泉として利用され、平成8年における宿泊利用人口は191万人に達している。

温泉の利用人口は、最近はやばい状態ながら長期的にみると漸増の傾向をたどり、国民の保養、休養の場として、あるいは農業用利用や医療施設の一つとして、又、最近の温泉ブームにより今後ますます利用されてゆくことが予想される。

これに対処するため従来、資源の枯渇、衰退現象等を防止するため、それぞれの地域に適合した掘削等の規制を行う一方、源泉の集中管理の導入を指導してきたところである。

また、温泉資源の衰退防止と、既成温泉地の適正な利用指針の基礎資料とするため、県下の主要温泉地について、地球物理調査、地下地質構造調査等一連の科学調査を年次計画で実施した。

2 自然環境保全基礎調査の概要

自然環境保全基礎調査は、自然環境保全法第5条に基づき、環境庁においておおむね5年ごとに実施される調査であり、昭和48年度に第1回目の調査が行われ、平成5年度から第5回の調査が実施されている。

さらに、平成6年度から種の多様性調査も開始された。

表119 自然環境保全基礎調査一覧

調査対象	第1回基礎調査 (昭和48年度)	第2回基礎調査 (昭和53・54年度)	第3回基礎調査 (昭和58～62年度)	第4回基礎調査 (昭和63～平成4年度)	第5回基礎調査 (平成5～9年度)	
植物	自然度調査 植生自然度	すぐれえ 自然調査	植生調査	植生調査	植生調査	植生調査
	植物	植物	特定植物群落調査	特定植物群落調査	特定植物群落調査	特定植物群落調査
陸域				巨樹・巨木林調査		
		野生動物	環境指標種調査	環境指標種調査	環境指標種調査	
動物		動物分布調査 哺乳類・鳥類 爬虫類・両生類 淡水魚類 昆虫類	動物分布調査 全種調査 哺乳類・鳥類 爬虫類・両生類 淡水魚類 昆虫類	動物分布調査 全種調査 哺乳類・鳥類 爬虫類・両生類 淡水魚類 昆虫類	動物分布調査 全種調査 哺乳類・鳥類 爬虫類・両生類 淡水魚類 昆虫類	
		地質・地形 歴史的な自然環境	表土変化状況調査	自然景観資源調査		
河川	陸水域自然度 河川		河川調査	河川調査	河川調査	河川調査
	湖沼		湖沼調査	湖沼調査	湖沼調査	湿地調査
海域	海域自然度		海岸調査	海岸調査	海岸調査	海辺調査
	海中自然環境		海域生物調査	海域生物環境調査 潮上帯・潮間帯 生物分布調査	海域生物環境調査 干潟・藻場・サンゴ 礁分布調査	海辺調査
生態系			干潟・藻場・サンゴ 礁分布調査	海域生物環境調査 干潟・藻場・サンゴ 礁分布調査		
	環境寄与度調査		海域環境調査		生態系総合 モニタリング調査	生態系総合 モニタリング調査

(1) 第1回自然環境保全基礎調査

昭和48年度から開始された第1回基礎調査は、全国の植生自然度、現存植生、及びすぐれた自然調査として植物群落、野生動物、地形・地質、自然現象、海中自然環境、歴史的な自然環境を対象として調査を実施し、その結果は都道府県別の1/200,000の地図として報告されている。

鳥取県では、植物群落78、野生動物47、地形・地質、自然現象102、海中自然環境8、歴史的な自然環境171が報告されている。

(2) 第2回自然環境保全基礎調査

ア 動植物調査

昭和53・54年度に実施された第2回基礎調査は、植生調査を鳥取県の約半分の地域において実施し、現存植生図を1/50,000の地図として報告されている。また、特定植物群落の選定基準をA～Hの8段階に定め、鳥取県では54の群落を特定植物群落として選定している。

動物については、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、淡水魚類、昆虫類の調査を実施している。哺乳類は、鳥取県では大型獣8種類の調査のうち、ヒグマを除く一ホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの7種類について分布調査を実施している。

鳥類は、昭和53年4月1日から同年8月31日までの期間中に、日本で繁殖していると思われる257種について調査を実施した。鳥取県では、繁殖を確認したもの81種、その可能性のあるもの21種、生息は確認したが、繁殖について不明なもの8種であった。

この調査の中で、絶滅危惧種であるイヌワシ、クマタカについては、生息は確認できなかったが、繁殖期における生息が考えられ、危急種では、サゴ、オオタカ、ハヤブサが繁殖期における生息が考えられると報告されている。

また、危急種では、チュウサギ、ハイタカ、コアジサシ、ブッポウソウの繁殖が確認されており、オンドリ、ウミスズメは生息が確認されている。また、繁殖期における生息が考えられる種として、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、ゾゴイ、ハチクマ、オオジシギ、ツバメチドリ、コジュリンが報告されている。

両生類・は虫類は環境庁が指定した34種について調査を実施したが、鳥取県では、生息が確認されているモリアオガエル、オオサンショウウオ、カス、サンショウウオ、ブチサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカウミガメの7種について分布調査を実施した。この内、オオサンショウウオとアカウミガメは希少種である。

淡水魚類は環境庁が指定した27種の内、鳥取県に生息するイトヨとカマキリ、さらに鳥取県が選定したスナヤツメ及びヤマメについて分布調査を実施した。

なお、鳥取県にはレッドデータブックに掲載されている淡水魚類は生息が確認されていない。

昆虫類は、良好な自然環境を知る目的で、環境庁が指定した10種の昆虫と鳥取県が選定基準に従って選定した50種について、分布調査を実施した。この内レッドデータブックに掲載されている種は危急種のタガメ ギフキ ウ、希少種のオオムラサキ、キマダラルリツバメ ゴマシジヒメヒカゲである。

その他干潟の存在や藻場についても調査を実施した。

これらの調査結果は、全国版及び都道府県版としてまとめられているほか、都道府県別の1200,000の地図として報告されている。

イ 河川調査

第2回基礎調査として、千代川5地点、天神川5地点、日野川10地点の魚類調査及び河川改変状況の調査を実施した。その結果、千代川で23魚種、天神川で15魚種、日野川で19魚種が捕獲された。

ウ 湖沼調査

第2回基礎調査として、多鯨ヶ池、湖山池、東郷池の水質及び生息魚類等について調査を実施した。

エ 海域生物調査

第2回基礎調査として、鳥取県沿岸5地点において潮上帯、高潮帯、中潮帯低潮帯、浸水帯の生物調査を実施した。

(3) 第3回自然環境保全基礎調査

ア 動植物調査

昭和58～62年度に実施された第3回基礎調査は、植生調査を第2回で調査が行われなかった地域を対象として実施し、全県を対象とした現存植生図を1250,000の地図として報告されている。また、特定植物群落については、第2回の調査で選定した特定植物群落のその後の改変等の状況調査と新たに追加が必要な群落の調査を行った。その結果15地点の群落が追加された。第2回基礎調査の特定植物群落60地点のうち1地点が改変のため削除され、合計74地点となった。

動物については、我が国に産する全ての動物種について、「いつ、どこに、何が」いたかという調査を実施した。この全種調査は、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、淡水魚類、昆虫類（トンボ類、チウ類、セウ類、ガ類及び甲虫類の一部）貝類（淡水産貝類及び陸産貝類）を対象に

実施し、それらの結果を中間報告として9分冊の報告書にまとめた。

哺乳類は、調査対象種129種の内、全国で107種が報告されているが、鳥取県では県内在住の調査員がいないため、報告はカワネズミの1件だけである。

鳥類は、昭和59年12月から60年1月の期間中に調査を実施した。鳥取県では135種が確認されており、この内絶滅危惧種はオジロワシ、クマタカ、危急種はカンムリカイツブリ、ツクシガモ、サゴ、チュウヒ、ハヤブサ、希少種はチュウサギ、クロツフヘラサギ、マガン、ヒシクイ、コクチウ、オシドリ、トモエガモ、シノリガモ、ハイタカ、コジュリンであった。

両生類・は虫類は、調査対象種144の内、全国で126種が報告されているが、鳥取県では県内在住の調査員がいないため、報告されていない。

淡水魚類は、調査対象種195種の内、全国で158種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員はいないが51種が報告されており、この内にレッドデータブックに掲載されている種はいない。

昆虫類のトンボ類は、調査対象種203種の内、全国で169種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが7種が報告されており、この内レッドデータブックに掲載されている種はいない。

チョウ類は、調査対象種286種の内、全国で258種が報告されており、鳥取県では4人の県内在住調査員により調査を実施した結果108種が報告されている。この内危急種はギフチウ、希少種はキマダフルリツメ、クロシジ、ゴマシジ、オオムフサキ、ヒメヒカゲであった。

セミ類は、調査対象種32種の内、全国で32種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、6種が報告されており、この内レッドデータブックに掲載されている種はいない。

ガ類は、調査対象種251種の内、全国で230種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが32種が報告されている。なお、ガ類にはレッドデータブックに掲載されている種はいない。

甲虫類は、調査対象種104種の内、全国で55種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査

員がないため、報告されていない。

陸産貝類は、調査対象種647種の内、全国で511種が報告されており 鳥取県では4人の県内在住調査員により調査を実施した結果12種が報告されている。

淡水産貝類は、調査対象種117種の内、全国で100種が報告されており 鳥取県では4人の県内在住調査員により調査を実施した結果16種が報告されている。

イ 河川調査

第3回基礎調査として、千代川5地点、天神川5地点、日野川10地点において第2回基礎調査と同じ魚類調査及び河川改変状況の調査を実施した。

その結果、千代川12魚種、天神川11魚種、日野川12魚種が捕獲された。

ウ 湖沼調査

第3回基礎調査として、第2回基礎調査と同様多鯰ヶ池、湖山池、東郷池の水質及び生息魚類等について調査を実施した。

(4) 第4回自然環境保全基礎調査

ア 動植物調査

昭和63～平成4年度に実施された第4回基礎調査は、植生調査を衛星画像の解析によって抽出された植生改変地を対象として現地調査を実施し、その結果は全国地図（1：2,500,000）に現存植生図及び植生自然度図として報告されている。また、第2回及び第3回に実施した特定植物群落調査は実施せず、地上130cmの位置の幹周が300cm以上の樹木（巨樹）及びこれらが複数生育している樹林（巨木林）を対象に巨樹 巨木林調査を実施した。その結果は次のとおりである。

表120 調査件数

巨 樹	巨 木 林			合 計	測定巨木総数
	樹 林	並 木	小 計		
373 件	130 件	14 件	144 件	517 件	960 本

表121 主な樹種別の最大巨林

樹 種 名	幹 周 m	所 在 地	通 称
ア カ マ ツ	6.53	日南町湯河	湯河の天狗松
イ チ ョ ウ	7.90	郡家町西御門	西御門の大イチョウ
エ ド ヒ ガ ン	6.10	中山町高橋	
エ ノ キ	7.50	会見町朝金（浅井家）	
カ ツ ラ	12.90	河原町落河内	落河内のカツラ
ク ロ マ ツ	5.70	溝口町金屋谷	
ケ ヤ キ	5.90	大山町大山	
ス ギ	8.45	日野町下菅（下菅神社）	
ス ダ ジ イ	11.40	東伯町宮場（春日神社）	伯耆の大ジイ
タ ブ ノ キ	7.65	郡家町花（諏訪神社）	大タモの木
ト チ ノ キ	8.08	若桜町春米（氷ノ山）	
ミ ズ ナ フ	7.30	大山町榊水（一ノ沢）	
モ ミ	5.80	倉吉市仲ノ町（打吹山）	
ム ク ノ キ	8.30	岸本町岸本（岸本神社）	
カ ゴ ノ キ	4.63	八東町清徳（清徳寺）	
ブ ナ	4.90	赤碓町（船上山）	

動物については、第3回基礎調査に続き哺乳類、両生類、は虫類、淡水魚類、昆虫類（トンボ類、チョウ類、セミ類、ガ類及び甲虫類の一部）、貝類（淡水産貝類及び陸産貝類）を対象に全種調査を実施した。また、鳥類については、集団繁殖地及び集団ねぐらの分布調査を実施した。

哺乳類は、調査対象種135種の内、全国で126種が報告されている。第4回基礎調査では前回と異なり、鳥獣保護員に調査を依頼したため、鳥取県でも21種が報告されている。鳥取県で報告されている種は、ツネズミ、カワネズミ、ヒミズ、ニホンザル、ノウサギ、ムササビ、スミスネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、ヌートリア、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ノイヌ（野犬）、テン、チウセンイタチ、イタチ、アナグマ、ノネコ（野猫）、ニホンイノシシ、ニホンジカである。

鳥類については、集団繁殖地及び集団ねぐらを形成する鳥類22種を対象に調査を実施した。その結果、集団繁殖地として倉吉市向山のサギ類、東伯町逢東及び北条町江北のコアジサシが報告されており、また、集団ねぐらとして、気高町飯里地内のカフス類が報告されている。

両生類・は虫類は、調査対象種147種の内、全国で130種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、7種が報告されている。鳥取県で報告されている種は、ヒダサンショウウオ、オオサンショウウオ、イモリ、アズマヒキガエル、アマガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルである。

淡水魚類は、調査対象種278種の内、全国で266種が報告されており、前回より108種増加している。これは前回の調査対象種より対象種が83種増加したためである。鳥取県では3人の県内在住の調査員により調査が実施され、61種が報告されており、10種増加している。また、前回報告されていない危急種のゴギの生息が報告されている。

昆虫のトンボ類は、調査対象種203種の内、全国で203種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないため、今回は報告されていない。

チョウ類は、調査対象種295種の内、全国で259種が報告されており、鳥取県では5人の県内在住調査員により調査を実施した結果115種が報告されている。この内レッドデータブック掲載種は前回の調査と同様であった。

セミ類は、調査対象種32種の内、全国で32種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、7種報告されている。鳥取県で報告されている種は、ニイニイゼミ、コエゾゼミ、アカエゾゼミ、アブラゼミ、ハルゼミ、エゾハルゼミ、ヒグラシである。

ガ類は、調査対象種119種（前回251種）の内、全国で101種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、11種報告されている。

甲虫類は、調査対象をハンミョウ、クワガタ59種、ハナカミキリ類160種として調査を実施した。全国ではハンミョウ、クワガタ57種、ハナカミキリ類156種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、63種報告されている。この内レッドデータブックに掲載されている種はいない。

陸産及び淡水産貝類は、調査対象種1,028種の内、全国で923種が報告されている。鳥取県では5人の県内在住の調査員により調査を実施した結果98種が報告されている。この内レッドデータブック掲載種は危急種のクビレイトウムシオイガイであり 三朝町鉛山で採取されている。

イ 河川調査

第4回基礎調査として、上流にすぐれた山岳地形と自然がある八東川5地点、小鹿川3地点、甲川3地点において、魚類調査及び河川改変状況の調査を実施した。

ウ 湖沼調査

第4回基礎調査として、第2回及び第3回基礎調査と同様多鯰ヶ池、湖山池、東郷池の水質及び生息魚類等について調査を実施した。

(5) 第5回自然環境保全基礎調査

ア 動植物調査

平成5～10年度に実施されている第5回基礎調査は、第3回と同様植生調査と特定植物群落調査を実施している。また、平成6年度からは生物多様性調査として植物の全種分布調査（単子葉植物類、双子葉植物類、裸子植物類、シダ植物類）を開始した。

動物は、第3回、第4回同様哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、貝類について、全国的な分布調査を実施している。

3 自然環境の保全対策

(1) 県自然環境保全地域の指定

県内における自然環境を保全すべき地域のうち、優れた自然の風景地については、自然公園として指定がされているが、それ以外の①高山植物、優れた天然林等の区域、②特異な地形、地質を有している区域、③動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原、河川等については鳥取県自然環境保全条例により、順次、県自然環境保全地域の指定を行うこととしている。

現在、指定されている県自然環境保全地域は、次の表のとおりである。

表122 県自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積の内訳(ha)			指 定 理 由	指定年月日
			普通 地区	特別 地区	計		
1	菅野	国府町	2.00	18.50	20.50	ミズゴケ等の湿原植物、熔岩台地水河期の花粉等を有する泥炭層	昭和 52. 4. 8
2	香取	鳥取市	4.00	3.90	7.90	シイノキ林を主としたヤブツバキクフス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
3	松上	〃	—	5.20	5.20	シイノキ林を主としたヤブツバキクフス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
4	笏賀	三朝町	—	3.20	3.20	シイノキ、ウラジロガシ等の常緑広葉樹林とヒノキ、ホンシャクナゲ群落	52. 7. 29
5	馬場	西伯町	—	3.70	3.70	シイノキ林を主としたヤブツバキクフス域の常緑広葉樹林	52. 7. 29
6	唐川	岩美町	—	19.40	19.40	カキツバタ等の湿原植物、ハッチョウトンボ、熔岩台地、花粉植物化石を有する泥炭層	53. 5. 12
7	金華山	西伯町	—	6.10	6.10	絶壁や洞窟、奇岩を有する凝灰角礫岩の孤立状の山体	55. 12. 23
8	佐治	佐治村	24.00	18.80	42.80	穿入蛇行地形、V字形峡谷 緑色千板岩を原石とする佐治石分布	59. 9. 25
9	洗足山	用瀬町	9.45	13.55	23.00	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地	62. 11. 4
10	北村 権現	河原町	1.20	1.80	3.00	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優占種とする特異な群落	63. 12. 20
11	気高殿	気高町	8.60	0.10	8.70	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のシイ・タブ等の常緑広葉樹林	平成 3. 9. 13
合計	(11地域)		49.25	94.25	143.50		

(2) 自然保護思想の普及

ア 自然科学館と自然解説

優れた自然を保護することは私達国民の課題であるが、そのためには法律により規制をかけるだけでなく、自然の利用者ひとりひとりが自然に学び、自然の大切さを理解することが必要である。

そのため県では、西伯郡大山町大山に県立大山自然科学館を、岩美郡岩美町牧谷に県立山陰海岸自然科学館を建設し、自然保護思想の啓発を図っている。

また、これら県立自然科学館を基地として、5月から10月の期間内に自然観察会を実施し、展示物の解説のほか「大山」並びに「山陰海岸」の地形・地質、植物、動物及び人文歴史（大山のみ）等について観察し、自然に関する知識の普及と自然保護思想の高揚を図っている。

表123 平成8年度自然観察会実施状況

区分 実施時期	大山自然観察		山陰海岸自然観察	
	実施日数	参加人数	実施日数	参加人数
春季（5～6月）	6 日	146 人	日	人
夏季（7～8月）	18	578	4	29
秋季（9～10月）	6	116		
計	30	840	4	29

イ 登山観察会

県内3箇所（大山、烏ヶ山、氷ノ山）において、登山しながら地形・地質、動植物等についての自然解説を行った。

ウ 自然体験リーダー研修

野外での活動や行事等が近年盛んになっており、不足する自然体験プログラムの指導者を養成、登録し、広く活用を図るため、希望者を募り、大山鏡ヶ成国民休暇村で一泊二日の研修を2回実施した。

講座名	期間	参加人員
養成講座	6月15・16日	30名
実践講座	7月13・14日	12名

第2節 自然公園の状況

1 自然公園の現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用により我々の保健休養及び教化に資することを目的として設けられたものであるが、近年、経済社会の進展に伴い日常生活圏に良好な自然が少なくなったこともあって、都市生活等における精神的緊張の解放を図るための場として、あるいは、野外レクリエーションの場としてその利用の欲求が高まってきている。

これらの欲求にこたえ、利用者が自然公園本来の目的に沿って快適な利用が図れるよう各種施設の整備を進めている。

一方、優れた自然は、後世の人間にとって貴重な資産であるので、その自然環境を保全するため、規制の強化及び管理体制の充実に努めている。

県下の自然公園の指定状況及び公園の概況は、次のとおりである。

表124 鳥取県の自然公園（海域を含まない）

平成9年11月30日現在

区分	公園名	指 定 年月日	全面積 ha	県内 面積 ha	特 別 地 域					普 通 地 域 ha	関 係 市 町 村
					特別保 護地区 ha	第1種 ha	第2種 ha	第3種 ha	特 別 地域 <small>計</small> ha		
国 立	大山隠岐 国立公園	昭和 11.2.1 38.4.10 拡大	31,927	13,531	1,242	3,439	2,542	2,677	9,900	3,631	大山、溝口 江府、岸本 関金、東伯、赤 碕、名和、中山
	山陰海岸 国立公園	38.7.15	8,784	1,517	151	20	1,254	55	1,480	37	鳥取、福部、 岩美
	小 計		40,711	15,048	1,393	3,459	3,796	2,732	11,380	3,668	
国 定	比婆道後 帝 积 国 定 公 園	38.7.24	7,808	1,437	—	22	834	581	1,437	—	日南
	氷ノ山後山 那 岐 山 国 定 公 園	44.4.10 58.2.9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	—	岩美、国府、八 東、郡家、若桜、 智頭、用瀬、佐 治、三朝
	小 計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	—	
県 立	奥日野県立 自然公園	39.6.1 6.12.1 拡大	4,823	4,823	—	—	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷湖 県立自然公園	29.4.1 39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	—	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 東郷、羽合
	西因幡県立 自然公園	59.5.8 62.4.28 拡大	2,155	2,155	—	—	68	40	108	2,047	気高、青谷 鹿野
	小 計		22,045	22,045	—	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			119,367	47,109	1,594	4,425	6,325	10,692	23,036	24,073	公園面積＝県 土面積の13.4 %

(1) 国立公園

ア 大山隠岐国立公園 (昭和11年2月1日指定 昭和38年4月10日指定)

中国山脈の最高峰大山(1,711メートル)を中心とする山岳地帯に島根県の隠岐島、島根半島の美保ノ関、日御碕、出雲大社の三地点と、大田市に近い火山 三瓶山を合わせた海陸に及ぶ変化ある公園である。

大山はトロイデ火山であるが、西方からみると富士型の美しい形なので、伯耆富士と呼ばれている。東側はこれと全く反対で、北壁と呼ばれるアルプス的な岩壁がそそり立っていて、女性的な面と男性的な二つの面を持っている。日本海に近くそびえるので、標高以上に高くみられ、すそ野原野が美しい。山頂からはナイフエッジの稜線が続いている。主峰の北には矢筈ヶ山、勝田ヶ山、甲ヶ山の火山群峰が続いている。

大山の中腹はブナの原始林におおわれていて、新緑紅葉がすばらしく、また、海岸部に多くみられるクロマツが、かなり標高の高いブナの成林がみられるような所で生育しているのが珍しい。山頂には高山植物群落があり キヤフボクの群落がみられる。海に近い島根半島、中海の展望がすばらしい。

柘水原、豪円山、中の原、上の原の一带は、西日本第一のスキー場でリフトも多く、九州方面からの利用も多い。夏はキャンプが盛んである。大山鏡ヶ成には国民休暇村(全国最初)があり、大山の南に続く蒜山は上 中 下蒜山の三峰とそれに続く高原地帯とともにレクリエーションの中心となっている。

イ 山陰海岸国立公園(昭和38年7月15日指定)

鳥取県の鳥取砂丘から、京都府の網野町まで延長75キロの日本海海岸の公園である。鳥取砂丘、浦富海岸に続いて、但馬御火ノ浦、香住、玄武洞、城崎温泉、久美浜湾など優れた景勝地が続いている。

この辺の海岸は、地図でみると平凡のように見えるが、実際には小さいながらも湾入、岬、島々と変化が多く至るところに美しい海岸風景がみられる。地質の公園、岩石美の公園といわれる。地質は、各種の噴出岩、第三紀層、深成岩など複雑で、それが美しい層をなしていたり、節理を示している。その上に地盤の隆起、陥没、断層などによって地形が複雑となっており 更に侵食をうけて断がいとなり 洞門 洞窟、石柱となり 奇勝が作られている。

(2) 国定公園

ア 水ノ山後山那岐山国定公園 (昭和44年4月10日指定 昭和58年2月9日追加指定)

中国山地の東端、鳥取、兵庫、岡山の3県にまたがる脊梁山地一帯で中国山地第2の高峰水ノ山(1,510メートル)を主峰とし、後山、那岐山など1,000~1,300メートル級の南北に連なる山岳と、音水、芦津などの溪谷、神鍋、鉢伏、黒岩などのスキーや野営に適した高原を含んだ公園である。

鉢伏山から、氷ノ山、後山、大ヶ仙に至る山りょう部は全体に丸味を帯びた準平原状の山容だが山腹は侵食により音水、赤西、芦津などの溪谷美や雨滝、霧ヶ滝などの特異なばく布群がみられる。

これらの山々の中腹又は山ろくには畑ヶ平、鉢伏、兎和野、黒岩などの高原がある。

公園一帯には、自然林が各所にみられ、ブナはこの公園の主要な山岳の山りょう部や溪谷に発達する植生で、標高700メートル以上で群落をなしている。特に氷ノ山山頂付近は、ブナ、シオジ、スギ、キャラボクなどの群落がみられる。古生沼はヤチスゲ、アイソウなどの湿原植物でおおわれている。三川山、後山はシャクナゲがある。

なお、佐治村、三朝町の中国山地脊梁部に存するブナ、ズナラ樹林地一帯を保護するため、当公園の一部として昭和58年2月9日に拡張指定された。

イ 比婆道後帝釈国定公園（昭和38年7月24日指定）

中国山地のはぼ中央にある比婆、道後、船通の山々と、南にある帝釈峽を含んだ公園である。標高は約1,200メートルで、山頂部はゆるやかな準平原をなしている。この一帯の森林は砂鉄製錬のために永年にわたって伐採されたため放牧地、草原となっているところが多く、快い草原風景を呈しており、ツツジの名所もある。船通山のイチイの大木と、比婆山のブナの原生林は貴重な植物景観となっている。

帝釈峽は山岳地帯の南約1.6キロの地点にある石灰岩の溪谷で、付近には石灰岩の作るカルスト地形がよく発達し、ドリーネ（地鉢）、ウパーレ（複合盆地帯）、ポリエ（石灰盆地）などが見られる天然橋の雄橋、白雲洞などがある。湖水の沿岸は、森林もよく野生猿がみられる。

(3) 県立公園

ア 三朝東郷湖県立自然公園（昭和29年4月1日指定 昭和39年6月1日追加指定 平成6年12月1日一部削除）

この公園は、三朝町の一部と東郷町の全部、羽合町の大部分、倉吉市の一部を含めた15,067ヘクタールで東伯郡の東端に位置し（因幡伯耆の国境）南は岡山県美作に中国山地をへだてて接し西は小鴨川に北は日本海にのぞんだ県のやや中央部に位置している。この区域は三朝・東郷・羽合の温泉地があり、景勝地としては、小鹿溪・東郷池、史跡名勝としては三徳山 打吹山等がある。東郷湖畔一帯は20世紀梨の果樹園となっている。

イ 奥日野県立自然公園（昭和39年6月1日指定 平成6年12月1日追加指定）

この公園は、日野郡日野町、日南町の日野川水系を基幹として日野町の古峠山、塔ノ峰、鶴ノ池、黒坂滝山、日野川溪流、日南町の石霞溪、菅沢ダム、花見山などを含む4,823ヘクタールの景勝地である。

ウ 西因幡県立自然公園（昭和59年5月8日指定 昭和62年4月28日追加指定）

この公園は、気高郡気高町と青谷町地内の水尻海岸から長尾鼻を経て長和瀬まで約16キロにわたる男性的な岩石海岸、女性的な砂浜海岸、水鳥の渡来地である水尻池と浜村温泉を包含する海

岸線の景観並びに鹿野町・青谷町における鷲峰山地域及び八葉寺川溪谷を含む山岳地帯を一体化した2,155ヘクタールの景勝地である。

2 自然公園の保全対策

(1) 自然公園の管理

国立公園及び国定公園については、保護の適正を図るため、特別地域及びその中に特別保護地区を指定し、これらの地内における一定の行為は、環境庁長官又は知事の許可を受けなければならないことになっている。

県立自然公園については、県立自然公園条例に基づいて保護管理されており 特別地域内における一定の行為は知事の許可を受けなければならないこととなっている。

国立公園の管理は原則として、国が行うこととされているが、自然公園法の改正により許認可事務が大幅に県知事に権限委譲され、県の管理事務量が増大している。

国立公園の管理機構としては、環境庁山陰地区国立公園 野生生物事務所（昭和48年7月設置、米子市東町）及び環境庁山陰海岸国立公園浦富管理官事務所（昭和51年10月設置、岩美郡岩美町牧谷）が置かれ、それぞれ地域内の管理業務を担当している。

平成4年度以降の自然公園内の行為に係る許認可の状況は次の表のとおりである。

行為の種類別では、工作物の新增築等が処理の大半を占めている。

表125 国立 国定公園における年度別許認可処理件数調べ

公園名	区分 年度 許認可権限	公園事業関係					工作物等関係					計				
		4	5	6	7	8	4	5	6	7	8	4	5	6	7	8
大山隠岐 国立公園	長官権限	28	26	25	16	16	7	9	12	14	11	35	35	37	30	27
	知事権限	0	0	0	0	0	59	33	33	30	31	59	33	33	30	31
	小計	28	26	25	16	16	66	42	45	44	42	94	68	70	60	58
山陰海岸 国立公園	長官権限	11	4	4	3	7	10	7	14	4	5	21	11	18	7	12
	知事権限	0	0	0	0	0	78	73	66	73	70	78	23	66	73	70
	小計	11	4	4	3	7	88	80	80	77	75	99	84	84	80	82
氷ノ山後山那 岐山国定公園	知事権限	2	5	3	2	1	17	15	18	3	5	19	20	21	5	6
比婆道後帝釈 国定公園	知事権限	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
合 計		41	35	32	21	24	172	138	143	124	122	213	173	175	145	146

(2) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者のもたらす空缶等廃棄物による人為的汚染が各所で問題となっているが、これらの地域における環境汚染については、ほとんどの地域が日常生活圏から遠隔地であるという地理的条件の悪さから、廃棄物の効果的な収集処理等は極めて困難となっており、この対策については地元市町村のみで対応が難しいところであり、県は、国の補助金と合わせて、自然公園美化管理財団の美化清掃活動に対して平成8年度は表12のとおり助成を行った。自然公園美化管理財団は、昭和56年5月鳥取支部が大山に、さらに昭和59年6月に同鳥取砂丘事業所が設置され、国立公園内の美化清掃並びに公園管理について力を入れている。

なお、大山地域においては昭和52年から、山陰海岸地域においては昭和55年から、自然保護団体、地域住民、関係行政機関等の呼掛けで公園内のゴミ一掃を目指したクリーン運動が春秋の各1回と8月の第1日曜日に実施され、多くの参加者により年々ゴミの量は減りつつあるが、最終的な環境美化を成しとげるためには利用者のモラル向上が望まれている。平成8年度のクリーン運動の概況は、表127のとおりである。

表126 平成8年度美化清掃活動事業費実績

公 園 名	地 区 名	事 業 費
大 山 隠 岐 国 立 公 園	大 山 地 区	4,000千円
	鏡ヶ成・榊水地区	2,400
山 陰 海 岸 国 立 公 園	鳥 取 砂 丘 地 区	4,000
	浦 富 海 岸 地 区	2,400

表127 平成8年度クリーン運動概況

地 区 名	実 施 月 日	参 加 者
大 山	4 月 21 日	1,500 人
	10 月 13 日	1,300
鳥 取 砂 丘	4 月 14 日	2,600
	10 月 12 日	3,000
浦 富 海 岸	8 月 4 日	3,200

(3) 自然保護用地の買上げ

国立 国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域内の民有地で、緊急にその土地を公有化しない限り自然の保護の徹底を期せられない地域について、交付公債により買上げ、自然の保護の徹

底を期することとしている。

現在までの公有化状況は、表14のとおりである。

なお、智頭町芦津地内の氷ノ山後山那岐山国定公園第3種特別地域の土地について、立木を買収してそれに地上権を設定する県独自の購入方法で、自然保護用地の取得に当たっている（表129のとおり）

表128 自然保護用地の買上状況

（面積は不動産登記簿による）

公 園 名	場 所	面 積
大 山 隠 岐 国 立 公 園	江 府 町 木 谷	1 025,453 m ²
	〃 鏡ヶ成	781,534
	中 山 町 遠 茶 畑	256,380
	大 山 町 大 野	839,874
	〃 向 原	82,786
	中 山 町 羽 田 井	182,845
	溝 口 町 金 屋 谷	95,367
	〃 大 内	472,899
	計	3,737,138
氷ノ山後山那岐山国定公園	智 頭 町 芦 津	477,660
合 計		4 214 798

表129 立木購入状況

公 園 名	場 所	地上権設定面積	地上権設定期間
氷ノ山後山那岐山 国 定 公 園	智 頭 町 芦 津 地 内	448,994 m ²	50年

(4) 自然公園の施設整備

所得や余暇の増大、都市化の進展等の要因により、国民の自然環境でのレクリエーション活動はますます増大しており、自然公園の利用者は近年増加の傾向にある。

本県では毎年計画的に自然公園の施設整備を進めており、平成8年度は表130のとおり実施した。

また、氷ノ山後山那岐山国定公園の利用促進と地域の活性化を図るため、氷ノ山地域に「氷ノ山自然ふれあいの里」整備事業を計画し、平成3年度に基本計画を策定し、平成4年度に中核施設「自然ふれあい館」の基本設計を行い、平成5年度に実施設計を行うとともに、平成8年度より「自然ふれあいの館」の建設に着手した。

表130 平成8年度自然公園等施設の整備状況

(1) 国立 国定公園

公園名	事業名	箇所	事業内容
大山隠岐国立公園	一向平野営場再整備	東伯町	炊事棟新築木造50.9m ² 公衆トイレ木造水洗A=54.1m ² テントサイトA=6,600m ² 駐車場A=1,471m ²
〃	大山登山道標識整備	大山町	標識15基

(2) 県立公園

公園名	事業名	箇所	事業内容
三朝東郷湖 県立自然公園	三徳山ふるさと 自然のみち整備	三朝町	歩道整備 W=1.0~1.5m L=1,252m 休憩所 木造A=10m ² 2棟

公園名	市町村名	箇所	事業内容
三朝東郷湖 県立自然公園	倉吉市	大平山	給排水施設 一式 木段25段 ベンチ3基
奥日野県立自然公園	日野町	滝山	休憩所 木造A=41.6m ²

(3) 中国自然歩道

事業名	箇所	事業内容	備考
中国自然歩道 再整備事業	川床～赤松	歩道 W=1.0~1.5m L=1,300m 標識整備 L=12.1km	大山隠岐 国立公園
〃	三徳山公衆便所	公衆便所改築木造水洗A=22.1m ²	

(4) 氷ノ山自然ふれあいの里

事業名	箇所	事業内容
氷ノ山自然ふれあいの 里整備事業	若桜町春米	野営場及び連絡道路整備 自然ふれあい館(基礎工事)

(5) 自然公園の利用者

県下の自然公園利用者は次表のとおりである。

平成7年には、智頭急行の開業、インターハイの開催等で近年では最高となった。

平成8年は、〇-157による海水浴客の減少等が見られたが、智頭急行利用者の順調な増加等により平成7年並みの利用者だった。

表131 自然公園の利用状況

区分		年				
		平成4年	5	6	7	8
国立	大山隠岐国立公園	2,096	1,929	2,067	2,117	2,031
	山陰海岸国立公園	2,763	2,639	2,892	3,090	2,887
	小計	4,859	4,568	4,959	5,207	4,918
国定	氷ノ山後山那岐山国定公園	160	151	161	168	168
	比婆道後帝釈国定公園	41	39	42	44	44
	小計	201	190	203	212	212
県立	三朝東郷湖県立自然公園	2,070	1,939	2,159	2,369	2,651
	奥日野県立自然公園	162	157	168	202	210
	西因幡県立自然公園	456	416	447	379	368
	小計	2,688	2,512	2,774	2,950	3,229
合計		7,748	7,270	7,936	8,369	8,359

第3節 鳥獣の保護の状況

1 鳥獣保護の現況

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境をより豊かにする上で欠くことのできないものである。同時に、森林や農作物の害虫の天敵としても有益であり、その減少は人間にとっても生活環境の悪化を示す指標となっている。

県内に生息する野生鳥類は約280種である。また中海に飛来するコクチウは我が国の南限集団渡来地として貴重な場所となっている。

本県では、これら野生鳥獣の保護対策の一つとして、5か年を1期とする「鳥獣保護事業計画」を樹立して計画的に保護対策を実施している。

2 鳥獣保護の対策

(1) 鳥獣保護区の設定

野生鳥獣の保護及び繁殖を図るため、次のとおり鳥獣保護区を設定している。

表132 鳥獣保護区

区 分	県 設		国 設		合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
森林鳥獣生息地の保護区	12	17,142ha	1	6,014ha	12	23,156ha
集団渡来地の保護区	3	2,218	1	8,462	4	10,680
特定鳥獣生息地の保護区	1	302	—	—	1	302
愛護地区の保護区	3	24	—	—	3	24
合 計	19	19,686	2	14,476	21	34,162

(注) 国設の集団渡来地の保護区（中海）には鳥根県分の面積も含む。（平成9年3月末現在）

ア 休猟区の設定

キジ等の狩猟鳥獣の増加繁殖を図り 狩猟の持続性を促進するため、3年間の期間を定めて次のとおり休猟区を設定している。

表133 休猟区

6 年 度		7 年 度		8 年 度		計	
箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
8	13,377ha	8	10,123ha	7	10,725ha	23	34,645ha

イ 銃猟禁止区域の設定

銃猟による危険の未然防止に必要な観光地、レクリエーション等のため人の出入りの多い地域及び病院、学校等の静穏が必要とされる地域39か所、9,189ヘクタールを銃猟禁止区域に設定している。

(2) 狩猟鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣の保護、繁殖を図るため人工増殖した日本キジを生息適地である休猟区等76か所に799羽放鳥し、これの増殖に努めている。

(3) 狩猟の適正な推進

狩猟はスポーツとしての狩猟のほか、野生鳥獣の生息調整に大きな役割を果たしているが、捕獲に際しては銃器、わな等を使用するため高度の技術と知識が必要であり、加えて公安上の危害が生ずるおそれがあること等から狩猟者は知事の行う狩猟免許試験等を受け、狩猟免許状を取得することが義務付けられている。

平成8年度の狩猟免許試験等の実施状況は次のとおりである。

表134 狩猟免許試験等の実施状況

種別	区分	狩 猟 免 許 試 験			狩猟免許更新・検査講習		
		受験者数	合格者数	合 格 率	受験者数	合格者数	合 格 率
甲	種	33	29	88 %	47	47	100 %
乙	種	14	9	64	109	109	100
丙	種	4	2	50	36	35	97
	計	57	44	77	192	191	99

また、狩猟免許が狩猟期間中（11月15日から翌年2月15日まで）に、狩猟鳥獣を捕獲しようとする者に狩猟者登録証を次のとおり交付した。

表135 狩猟者登録交付状況

種別	区分	平成6年度			平成7年度			平成8年度		
		県内者	県外者	計	県内者	県外者	計	県内者	県外者	計
甲	種	185	6	191	226	5	231	209	4	213
乙	種	1,330	89	1,419	1,276	107	1,383	1,214	109	1,323
丙	種	130	3	133	133	2	135	121	2	123
	計	1,645	98	1,743	1,635	114	1,749	1,544	115	1,659

(4) 愛鳥モデル校の指定

児童生徒の情操教育の一環並びに愛鳥思想の普及啓もうを図るため、次の小、中学校を愛鳥モデル校に指定している。

表136 愛鳥モデル校

指定期間	市町村名	学 校 名	摘 要
平成4.4～平成9.3	鳥 取 市	高 草 中 学 校	野鳥愛護林を有している。
〃	智 頭 町	智 頭 小 学 校	
〃	若 桜 町	若 桜 〃	
〃	三 朝 町	東 〃	
〃	関 金 町	関 金 〃	
〃	米 子 市	福生東 〃	
〃	大 山 町	大 山 中 学 校	
〃	日 南 町	多 里 小 学 校	
計		8 校	

(5) 野生鳥獣の生息調査

野生鳥獣の保護対策、狩猟対策及び有害鳥獣対策の適切な実施に資するため、次の調査を実施した。

表137 野生鳥獣の生息調査

区 分	調 査 地	対象鳥獣	調 査 方 法 等	調 査 回 数
生息分布調査	大山町大山寺ほか9か所	一般鳥獣	ロードサイド調査法 (幅40m 延長4km)	(5月) 6月、11月各1回
休 猟 区 設定効果調査	岸本、米子、大山休猟区ほか 3か所	狩猟鳥獣	ロードサイド調査法 (幅40m 延長4km)	6月、11月各1回
ガン、カモ、 ハクチョウ類 一 斉 調 査	鳥取市千代川ほか8か所	ガン、カモ ハクチョウ類	湖面全域カウント法 (水面の全域)	11月、1月 中海は別に12月、2月、 3月中に各1回
指定鳥類等 保 護 調 査	佐治村高鉢山ほか7か所	オシドリ イヌワシ	水面の全域及び営巣地	オシドリ 11月と3月各1回 (1ヶ所5、6、7月各1回) イヌワシ 5、6、1 3月各1回

第11章 景 観 形 成

第1節 景観形成の状況

1 景観形成の概要

鳥取県では、平成4年3月に「全県公園化構想」を策定しており、この構想は、四季の彩り豊かな自然を有する本県の特徴を生かして、全県が一つの公園とも言うべき美しく快適な県土空間を県民総参加で創りあげていこうとするものである。その取り組みの重要な柱として、平成5年3月に鳥取県景観形成条例を制定している。

この条例は、県、市町村による総合的な景観形成施策の推進と、県民及び事業者等による自発的な景観形成活動の促進を図ることを目的としている。

2 景観形成の基本的な考え方

鳥取県景観形成条例に基づき、県土の景観形成に関する基本方針として、鳥取県景観形成基本方針（平成5年6月鳥取県告示第545号）を次のとおり定めている。

(1) 景観形成のめざす方向

先人たちから引き継がれてきた景観を守り、育て、地域の発展と調和を図りながら、快適でうるおいのある景観をつくり、次代に引き継いでいく。

県土に暮らし、かかわる人々が手をとりあって、全県が一つの公園といえるような県土空間をつくることを目的とした「全県公園化構想」を着実に推進するため、景観の保全と創造を柱とする。

(2) 基本的な視点

ア 美しい景観の保全と継承

美しい自然景観や各地域の文化・歴史を今に伝える景観は、長期にわたり形成されてきたものである。先人から伝えられた遺産を保全し価値を高め、次代に引き継いでいく

イ 快適でうるおいのある景観づくり

日常生活空間において、安らぎとうるおいのある美しい景観を創造することにより、人々の活力を増すことができる。まちなみや公共の空間などの景観づくりを長期的な展望のもとに着実に進め、身近な生活空間の緑化や修景などに取り組んで、快適でうるおいのあるまちづくりを進める。

ウ 地域の特性を生かした個性的な景観づくり

地域の特徴的な景観は、地域の風土や歴史、文化、日常の営みの中で作りあげられてきたものである。地域固有の景観は、住民の誇りであり、訪れた人々の心を引き付ける。そうした地域固有の特性を認識し、個性的な景観づくりを進める。

エ 楽しみと出会いをはぐくむ景観づくり

県民が自然とのふれあいを楽しみ、戸外で活動的に生活する喜びと楽しみを享受するとともに、県内外の人々の心が通いあう真の出会いをはぐくむ県土づくりに向けた景観形成を進める。

第2節 景観形成の対策

1 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為については、優れた景観形成を推進するため、行為の届出を求め、大規模行為景観形成基準に基づき審査、指導を行っている。

表138 大規模行為の届出指導状況

区 分		建築物の新、増改築、移転及び外観の変更	工作物の新、増改築、移転及び外観の変更	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合 計
平成5年度	届出件数	42	10	1	7	9	69
	うち指導件数	11	2	0	0	2	15
平成6年度	届出件数	74	12	4	15	13	118
	うち指導件数	19	1	0	0	1	21
平成7年度	届出件数	79	23	2	14	9	127
	うち指導件数	13	1	0	2	1	17
平成8年度	届出件数	85	29	3	14	16	147
	うち指導件数	11	4	0	0	0	15
合 計	届出件数	280	74	10	50	47	461
	うち指導件数	54	8	0	2	4	68

2 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域に指定し、景観形成地域基本計画を定めた上で、当該地域において建築物等の新築等や木竹の伐採などの特定の行為を行う者から届出を求め、特定行為景観形成基準に基づく審査、指導を行っている。

(1) 大山景観形成地域（平成6年4月15日指定）

ア 区域 米子市、岸本町、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町及び溝口町のそれぞれ一部
面積：約10,900ha

イ 景観形成地域基本計画

基本構想として、①豊かな自然との調和、②大山の眺望の保全、③優れた田園景観の形成、④良好な沿道景観の形成を基本方針に掲げている。また、景観形成地域を、①山上景観保全区域、②山麓景観形成区域、③田園景観形成区域、④沿道景観形成区域の4つの区域に区分し、区域別

の景観形成の方向を定めている。

(2) 沿道海浜景観形成地域（平成7年8月1日指定）

ア 区域 鳥取市、米子市、境港市、羽合町、北条町、大栄町のそれぞれ一部

面積：約770ha 約23km

イ 景観形成地域基本計画

基本構想として、①うるおいのある海浜景観の保全と創造、②調和のとれた沿道景観の形成を基本方針に掲げている。

また、景観形成地域を、①因幡白兔景観形成区域、②北条砂丘景観形成区域、③弓ヶ浜景観形成区域の3つの区域に区分し、区域別の景観形成の方向を定めている。

図23 景観形成地域位置図

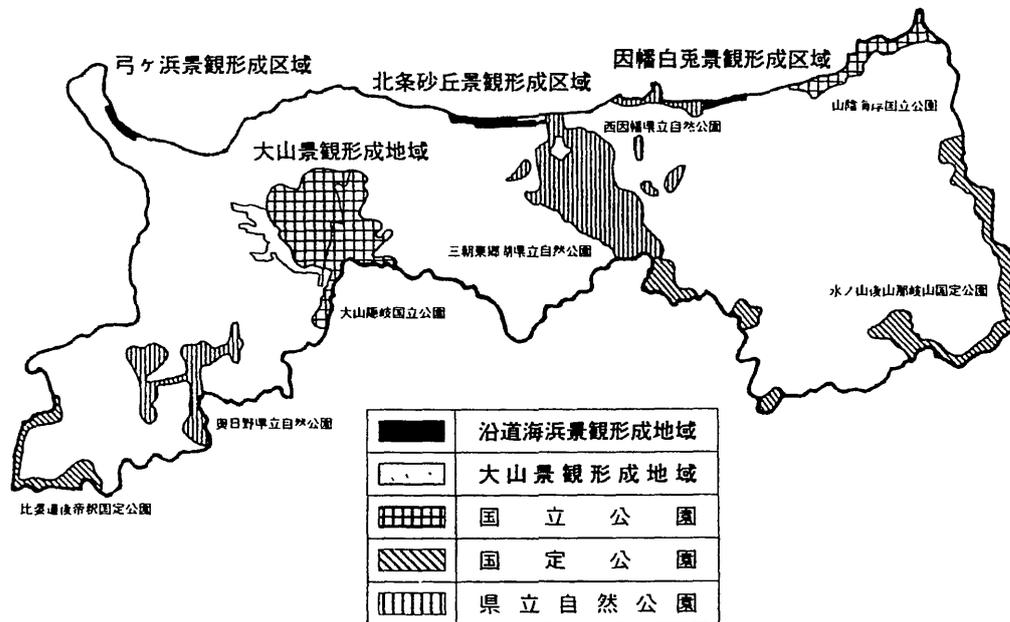


表139 特定行為の届出指導状況

区 分		建築物の新、増 改築、移転及び 外観の変更	工作物の新、増 改築、移転及び 外観の変更	木材の伐採	物品の集積 又は貯蔵	鉱物の掘採又 は土石の採取	土地の区画 形質の変更	合 計
平 成 6 年 度	届出件数	33	2	7	0	0	1	43
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平 成 7 年 度	届出件数	30	0	8	0	3	0	41
	うち指導件数	1	0	1	0	0	0	2
平 成 8 年 度	届出件数	47	0	15	0	7	3	72
	うち指導件数	0	0	1	0	1	1	3
合 計	届出件数	110	2	30	0	10	4	156
	うち指導件数	1	0	2	0	1	1	5

3 景観形成に関する普及啓発

優れた景観形成には、行政はもとより、県民及び事業者が自主的、積極的に取り組むことが不可欠である。景観形成に係る県民や事業者の意識を盛り上げるため、積極的な普及啓発を行い、景観形成活動の促進を図る必要がある。現在、景観形成に関する県民の意識の向上と地域の個性を生かした美しく快適な県土づくりを進めるため、「鳥取県景観大賞」を実施している。

ア 対象部門 建築物部門、屋外広告物・工作物部門、まちなみ・緑花部門

イ 決定方法 県民から公募し、その中から審査員の書類審査及び現地審査により決定する。

ウ 賞 景観大賞 1点 景観賞 9点

表140 鳥取県景観大賞受賞一覧

年度	名称	所在地	受賞者
平成6年度	水木しげるロード	境港市松ヶ枝町	事業者 境港市 設計者・施工者 水木しげる、(株)オブジェ
平成7年度	波しぐれ三度笠	東伯郡赤碕町赤碕	設置者 赤碕町 制作者 流政之
平成8年度	植田正治写真美術館	西伯郡岸本町須村	建築主 岸本町 設計者 (株)高松伸建築設計事務所

4 市町村の景観形成の推進

景観形成を推進していくためには、地域に根ざした地道な取り組みが重要である。市町村では、地域の風土と歴史に根ざした個性ある景観を保全し、創造するため、市町村公園化 景観形成計画の策定をはじめ、地域の実状に則した景観形成施策を推進している。

表141 市町村公園化 景観形成計画策定状況

年度	策定市町村
平成5年度	鳥取市、佐治村、鹿野町、三朝町、中山町、日野町、溝口町
平成6年度	米子市、郡家町、船岡町、八東町、日吉津村、日南町、江府町
平成7年度	岩美町、若桜町、用瀬町、関金町、東伯町、岸本町
平成8年度	境港市、国府町、福部村、青谷町、北条町
合計	25市町村

5 公共事業における景観形成の推進

公共の道路、橋、建築物等は、景観に与える影響が少なくないことから、景観形成について先導的な役割を果たすことが求められている。そのため、公共事業の実施に当たって工夫すべき事項や遵守すべき事項を示した公共事業景観形成指針を定め、積極的に景観形成を推進している。現在、公共事業における景観形成を推進するため、次の施策を実施している。

表142 公共事業における景観形成施策

施 策	概 要
公共事業における景観評価の実施	公共事業の設計前に景観形成についての基本的な方向付けとなる景観テーマなどの概要方針を定め、これに基づいて設計及び工事を行う。
公共事業景観形成検討会の設置	特に景観に配慮する必要がある事業については、県内5ブロックに設置する公共事業景観形成検討会で、「景観評価の概要方針」を検討する。 (平成8年度検討件数) 42件
公共事業景観形成講習会の開催	公共事業に関わる県及び市町村の担当者、設計コンサルタント、工事施工業者を対象にして、景観形成に関する資質の向上を図る。 (平成8年度参加者数) 約400名

第12章 地球環境問題への取組

第1節 とっとりアジェンダ21の策定

地球環境問題は人類の生存基盤にかかわるものであり、その対策は人類全体で一人ひとりが主体的に取り組まなければならない重要な課題である。

1992年6月、ブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で各国の地方公共団体が地域住民との協議により、住民、事業者、行政が一体となって行動を推進していくための「ローカルアジェンダ21」を策定すべきであるとの合意が形成された。

これを受けて鳥取県では平成9年2月、地球的視野に立って地域の環境の保全のため県民、事業者、行政が一体となって取り組む具体的な行動の指針として「とっとりアジェンダ21」を策定した。

基本方針1 環境に配慮したライフスタイルづくり

現在の大量生産 大量消費 大量廃棄を伴う社会経済活動を見直し、それぞれの分野での行動を、省資源やリサイクルにつとめ、大気や水環境に配慮した、環境にやさしいライフスタイルとして確立する。

- 課題 ①エネルギーの節約・効率的利用
- ②自動車走行への配慮
 - ③ゴミの減量化
 - ④河川・湖沼の汚濁の防止
 - ⑤節水・水資源の有効利用
 - ⑥環境保全活動の推進

基本方針2 環境にやさしい地域づくり

エネルギーや資源のより効率的な利用のための対策、物流・交通対策、環境に配慮した施設の建設や管理運営等と併せ、地域の環境と調和する農林水産業等の促進、更には緑地の保全、創出等自然と調和する環境にやさしい地域づくりを推進する。

- 課題 ①豊かな自然を残す
- ②地域の緑化の推進
 - ③都市基盤の整備
 - ④自然エネルギー等の活用の推進
 - ⑤環境にやさしい企業活動の推進
 - ⑥ゴミの散乱防止

- ⑦道路環境の整備
- ⑧環境にやさしい農業への取組
- ⑨環境にやさしい林業への取組
- ⑩環境にやさしい漁業への取組

基本方針3 環境と調和する社会システムづくり

持続的発展が可能な社会の実現を目指し、生産・流通・消費・廃棄のシステムを再考するとともに、地域における循環型の社会経済システムとして定着するよう各分野での社会システムづくりを促進する。

- 課題
- ①資源の有効利用
 - ②オゾン層保護対策の推進
 - ③環境教育 環境学習の推進

基本方針4 環境分野での国際協力

地球環境問題を理解し、身近なものとして関心をもち、環日本海地域をはじめとして環境分野での技術交流や熱帯材の適切な使用など実施可能な国際協力を推進する。

- 課題
- ①環日本海地域を中心とした国際協力の推進
 - ②熱帯林の無秩序利用の抑制

以上の各課題に対応する取り組むべき具体的な県民行動、事業者行動、行政行動をあげ、環境に負荷の少ない鳥取県をめざす指針として「とっとりアジェンダ21」に示した。

第2節 環日本海交流の推進

1 「環日本海地域の環境を考えるシンポジウム」の開催

環日本海地域の環境問題について相互認識を深めるためのシンポジウムを開催した。

- (1) 日 時 平成8年11月29日(火)
- (2) 会 場 ホテルニューオータニ鳥取
- (3) 内 容 ●基調報告 ●パネルディスカッション
- (4) 参加地方政府 中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿海地方、鳥取県

2 職員の相互派遣

友好提携を結んでいる韓国江原道と環境衛生分野研究者の1か月間の相互派遣を実施し、技術交流を図った。

(1) 鳥取県からの派遣

鳥取県から韓国江原道保健環境研究院へ2名を派遣し、埋立処分場の浸出水、処理水、観測井水の分析技術の検討等について研究を行った。

(2) 韓国江原道からの受入れ

韓国江原道から鳥取県衛生研究所に2名を受入れ、河川及び湖沼の富栄養化防止のための技術体系の比較等について研究を行った。

第13章 中小企業に対する貸付

表143 鳥取県中小企業設備資金制度（平成8年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	5,000万円以内（組合等 5,000万円以内）
貸付利率	年2.7%以内（保証付の場合年2.31%以内）
返済方法	12年以内（2年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	県指定金融機関

表144 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
平成2	3 件	1,500 万円
3	2	6 320
4	1	3 830
5	0	5 000
6	0	—
7	0	—
8	0	—

表145 施設別貸付実績

年度	施設別	汚水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
		件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
平成2		3	6 320				
3		2	3 830				
4		1	5 000				
5		—	—				
6		—	—				
7		—	—				
8		—	—				

(2) 中小企業近代化資金等助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表146 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
平成 2	一 件	一 万円	
3	5	7 386	汚水処理施設
4	1	1 150	汚水処理施設
5	2	1 980	汚水処理施設、産業廃棄物処理装置
6	—	—	
7	—	—	
8	—	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表147 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

(産業公害防止貸付)

(公害貸付)

年度	制度	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
平成 2		2件	3,500万円	一件	一万円
3		—	—	—	—
4		2	6,000	—	—
5		3	15,000	—	—
6		—	—	—	—
7		1	9,000	—	—
8		1	70,000	—	—

(4) 環境事業団貸付け

表148 環境事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
平成 2	} 該当なし	万円	
3			
4			
5			24 700
6	—	—	
7	—	—	
8	—	—	

第14章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の状況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を指名し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情の受理処理状況

1 公害苦情の受理状況（県、市町村新規受理分）

- (1) 平成8年度における本県の公害苦情受理件数は188件であり平成7年度152件に比べ36件増加している。
- (2) 年度別公害苦情種別受理件数は、次のとおりである。

表149 年度別公害苦情種別受理件数

公害の種類	年度	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8
	大気汚染	9	13	9	14	25	28
水質汚濁	21	19	25	17	27	43	
騒音	12	18	12	31	20	36	
振動	—	2	1	6	4	1	
悪臭	12	19	22	32	32	32	
土壌汚染	—	—	—	—	—	1	
その他	98	61	60	42	44	47	
計	152	132	129	142	152	188	

公害の種類別苦情は、平成8年度受理件数では、水質43件（23%）、悪臭32件（17%）、騒音36件（19%）、振動1件（1%） 大気汚染28件（15%） 土壌汚染1件（1%） その他47件（17%）となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市37件（前年度37件）を最高に、鳥取市22件（前年度32件）、境港市29件（前年度21件） 日吉津村10件（前年度13件）の順となっており ほとんどが市部に集中している。

2 公害苦情の処理状況（県、市町村新規受理分）

平成8年度における公害苦情件数188件中解決したものの181件で、解決率は96.3%となっている。

平成8年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

表150 公害苦情種類別処理状況

区分 公害の種類	受理件数 A	解決件数 B	解決率 $(\frac{B}{A} \times 100) \%$
大気汚染	28	28	100
水質汚濁	43	39	90.7
騒音	36	35	97.2
振動	1	1	100
悪臭	32	30	93.8
土壌汚染	1	1	100
その他	47	47	100
計	188	181	96.3

3 公害苦情の種類別発生源内訳（県、市町村新規受理分）

公害の発生源別では、製造業41件（22％） サービス業21件（11％）、農業20件（11％）、建設業20件（11％）、家庭生活13件（7％） 卸売 小売業 飲食店12件（6％） その他61件（32％）などとなっている。

表151 公害苦情種類別発生源内訳

種類	発生源							
	農 業	建設業	製造業	卸売・ 小売業 飲食店	サービス業	家庭生活	その他	計
大 気 汚 染	—	8	5	3	4	1	7	28
水 質 汚 濁	3	2	12	2	6	2	16	43
騒 音	3	6	12	2	6	4	3	36
振 動	—	1	—	—	—	—	—	1
悪 臭	10	1	9	1	1	5	5	32
土 壌 汚 染	—	—	—	1	—	—	—	1
そ の 他	4	2	3	3	4	1	30	47
計	20	20	41	12	21	13	61	188

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者を選任している工場数は50工場である。

表152 公害防止管理者等設置状況（平成9年3月31日現在）

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 者 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 者 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
(12) 食 料 品 製 造 業	3	2 (2)				2 (2)				2 (2)				
(13) た ば こ 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)								
(14) 織 維 工 業	1	1 (1)				1				1				
(15) 衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品	1	1 (1)				1 (1)								
(16) 木 材 、 木 製 品 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)								
(18) パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	2 (2)	1 (2)		1 (1)		2 (2)							1 (1)
(21) 石 炭 製 品 製 造 業 ・ 石 油 製 品 製 造 業	12	3 (3)		1 (1)		11 (9)						1 (1)		
(25) 窯 土 石 製 品 製 造 業	16	4 (4)				2 (1)						15 (15)		
(26) 鉄 鋼 業	3	3 (3)			1 (1)						2 (2)		2 (1)	
(28) 金 属 製 品 製 造 業	5	4 (4)						3 (2)			1 (1)		3 (2)	
(30) 電 気 機 械 器 具 製 造 業	4	3 (3)					2 (1)	1	2 (2)		1 (1)		1 (1)	
(37) ガ ス 業	1	1	1											
計	50	26 (26)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	18 (15)	4 (3)	4 (2)	2 (2)	3 (2)	4 (4)	16 (16)	6 (4)	1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 () は、代理者の数である。